



Title	特許権の間接侵害の理論 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	橘, 雄介
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第12968号
Issue Date	2018-03-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/69386
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yusuke_Tachibana_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 橋 雄介

審査担当者	主査	教授	田村善之
	副査	教授	吉田広志
	副査	教授	中川晶比兒

特許権の間接侵害の理論

特許権の間接侵害に関する日本の議論状況を踏まえたうえで、米国法からの示唆を得ようとする論文である。

日本では、1959年の特許法の全面改正の際に専用品を規律する「にのみ」型間接侵害が導入されたが、多機能品の取扱いに限界があり、2002年改正で多機能型間接侵害を規律する規定が導入された。本論文は、多機能型間接侵害に関する日本の議論について、改正後、しばらくは、被疑侵害製品の構造に着目するアプローチ(差止適格性アプローチ)ではなく、発明の技術的思想として本質的な部分が利用されているか否かに着目して限定するアプローチ(技術思想アプローチ)が主流を占める時期(「前期・多機能型時代」)であったが、その後、特に学説から後者のようなアプローチでは公知技術については定型的に保護の対象から外れてしまうことに疑問が呈され、主観的要件等に活路を見出そうとする議論が主張されるようになった時期(「後期・多機能型時代」)に分かれると分析する。他方、この後期の時期、裁判例では、「にのみ」型間接侵害について、多機能型製品に対しても、侵害の蓋然性次第で「にのみ」型間接侵害で規律しようと取り扱うものも現れた。要するに、多機能型に間接侵害を拡げる動きがあるものの、それがパブリック・ドメインを侵襲するものとならないように苦慮しているのが、日本法の現状であるというのである。

そこで、本論文は、多機能型間接侵害とパブリック・ドメインとの関係について、先例が豊富な米国ではどのように取り扱っているのかという観点から米国法の検討に入る。そこでは、19世紀の寄与侵害の法理の起源となる裁判例群、20世紀前半のミス・ユースの法理による寄与侵害適用の制限、1952年法による寄与侵害の復権という歴史を辿りながら、交錯する寄与侵害をめぐる規定や判例法理を整理し、その位置づけを明らかにする。そのうえで、現在、米国の寄与侵害の成否を決する、本質的部分要件、非汎用品要件と主観的要件の取扱いを検討し、製品単位で他用途の有無を考えるアプローチ(日本で言えば「にのみ」型に該当するとされる)から、多機能製品に対応するために、個々の部品や構成要素単位で他用途の有無を考えるアプローチ(差止適格性アプローチに対応する)に変化してきていることを明らかにする。さらに、1952年改正で新設された誘引侵害に関しては、汎用品・汎用サービスを越えた要素が要求される傾向がある。総じて、分離可能な部品の提供は寄与侵害、誘引侵害が成立する傾向にあり、また、分離不可能な部品の提供であっても宣伝広告、添付文書やラベルなどで積極的に働きかけた場合には誘引侵害が成立する、と分析する。他方、主観的要件の判断時期に関しては、近時の日本の有力説と異なり、差止めに関しては機能しない傾向が強い、ただし損害賠償に関しては、警告後も一定の事情の下に主観的要件の充足を否定することがある、という。

本稿は、こうした米国法の傾向について分離可能である場合には、排他権を認めても、パブリ

ック・ドメインに属する製品等の価格が高騰せず、ゆえにパブリック・ドメインに対する侵襲と
ならないこと、主観的要件の調整により流通業者が侵害品と非侵害品の区別がしえない場合に流
通業者を免責することによりやはりパブリック・ドメインの流通を阻害するようにする。結論と
して、差止適格性説を志向しつつ、主観的要件や積極的な関与による調整を示唆する。

明晰な方法論の下で比較法が展開されており、その部分に関しては論理の展開に淀みがない。
日本法に関しては、解釈論の方向性は出ているが、自説と異なる他の見解との優劣を踏まえたう
えでの本格的な検討は将来に残されている。また、パブリック・ドメインとの調整に関しては、
間接侵害以外の特許適格性、記載要件、技術的範囲の解釈等、他の法理による可能性も残されて
いるが、そうした視点からの分析も必要となろう。このように幾つかの問題はあるものの、間接
侵害に絞ったことで逆に比較法が制御可能なものとなっており、特にこれまで邦語文献ではほと
んど紹介がない米国法の寄与侵害の法理の分析の価値は極めて高く、論理的な展開のわかりやす
さと合わせて、審査委員全員の一致をもって博士号取得に値すると判断した。